境港市ふるさと納税プレゼント品の提供に係る個人情報取扱業務特記事項

|  |
| --- |
| 　（個人情報の取扱い）第１　プレゼント品提供事業者は、本事業に係る業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。　（秘密の保持）第２　プレゼント品提供事業者は、本事業に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。　２　プレゼント品提供事業者は、本事業に係る業務を処理するための個人情報の取り扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、この事業に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。　３　前２項の規定は、この事業が終了し又は解除された後においても、また同様とする。　（目的外収集・利用の禁止）第３　プレゼント品提供事業者は、本事業に係る業務を処理するため、個人情報を収集し又は利用するときは、当該業務の目的の範囲内で行うものとする。　（第三者への提供制限）第４　プレゼント品提供事業者は、本事業に係る業務を処理するため、境港市から提供された個人情報が記録された資料等を、境港市の承諾なしに第三者に提供してはならない。ただし、プレゼント品を発送するために、宅配業者に個人情報を提供することは除く。　（再委託等の禁止）第５　プレゼント品提供事業者は、本事業に係る業務の処理を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ境港市が書面により承諾した場合は、この限りではない。　（個人情報の適正管理）第６　プレゼント品提供事業者は、本事業に係る業務を処理するため、境港市から提供された個人情報が記録された資料等をき損及び滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。また、業務完了後は速やかに適正に廃棄しなければならない。　（事故報告義務）第７　プレゼント品提供事業者は、本事業に係る業務を処理するため、境港市から提供された個人情報が記録された資料等の内容を、漏えい、き損及び滅失した場合は、境港市に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。　（契約解除及び損害賠償）第８　境港市は、プレゼント品提供事業者が本特記事項の内容に反していると認めたときは、プレゼント品提供事業の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。 |

上記「境港市ふるさと納税プレゼント品の提供に係る個人情報取扱業務特記事項」を遵守することを誓います。

平成　　年　　月　　日

境　港　市　長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印